



2024, 10, 22

No. 081

申 13 号

To: JESS

安全・輸送品質の向上に資する
「繁忙手当」の拡大を求める申し入れ

2024年10月22日 申し入れを提出

【繁忙手当】(要旨)

- ▶ 支給額: 1,000円/1暦日 → 2,000円/1暦日
- ▶ 支給対象者: 支給対象期間に新幹線駅(東京駅、上野駅、大宮駅)で勤務した者(管理者を除く)
- ▶ 支給対象期間: 4月27日~5月6日、8月10日~8月19日、12月28日~1月6日

【繁忙手当を見直す主な理由】(提案時の会社回答の要旨)

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の感染・拡大が終息をみせ、インバウンドをはじめとした利用者が大幅に増加する状況下で業務に従事していること
- ▶ 今後の三大繁忙期についてもさらなる利用者の増加が見込まれること

>> 申し入れのポイント <<

▶ 支給額

1暦日につき **4,000円** とすること

▶ 支給対象者

支給対象箇所(東京、上野、大宮)に限らず
支給対象期間に勤務した者 とすること

申し入れ事項

1. 繁忙手当の支給要件についての考え方を具体的に明らかにすること。
2. 繁忙手当については、支給対象箇所(東京駅、上野駅、大宮駅)に勤務した場合に限らず、支給対象期間に勤務した者に支給を実施すること。
3. 繁忙手当の支給額を1暦日につき4,000円とすること。

処遇改善を行う理由には賛同だが、
新幹線駅だけに限定せず対象拡大を!



2024, 11, 10

No. 112

申 13 号

To: JESS

安全・輸送品質の向上に資する 「繁忙手当」の拡大を求める申し入れ

2024年11月8日 (株)JR東日本ステーションサービスと団体交渉を行い、全項終了

1. 繁忙手当の支給要件についての考え方を具体的に明らかにすること。
2. 繁忙手当については、支給対象箇所（東京駅、上野駅、大宮駅）に勤務した場合に限らず、支給対象期間に勤務した者に支給を実施すること。

組合の主張

- 繁忙手当の支給対象箇所が上野駅・東京駅・大宮駅の3駅のみの支給と定める根拠はあるのか。
- インバウンドと国内旅行利用者の増加により、不慣れな利用者の対応に追われるのは新幹線職場に限定されたものではない。すべての職場に支給対象箇所を拡大するべきだ!
- 三大繁忙期間内は業務量関係なく組合員・社員は現場で奮闘している。全社員の労に報いる考えはないのか。

会社の主張

- ✓ 三大繁忙期（4月27日～5月6日 / 8月10～19日 / 12月28日～1月6日）上記期間内の上野駅・東京駅・大宮駅は顕著な業務量の増加があることから、業務に従事する社員に支給を行う。また、応援を要請し、他支店から対応した社員に対しても支給している。
- ✓ 組合側の主張は受け止めるが、手当としては支給対象箇所を拡大する考えはない。
- ✓ 労に報いるために支給する手当ではない。組合側から求められた場合はその都度議論していく。

対立!

3. 繁忙手当の支給額を1暦日につき4,000円に改定すること。

組合の主張

- 制定時に1,000円とした理由は何か。また2,000円に増額した理由を明らかにすること。
- 社員の労に報いるために 4,000円に増額するべきだ!

会社の主張

- ✓ 2018年に制定された制度であるが、1,000円の明確な根拠はない。
- ✓ 2,000円の増額は、厳しい経営状況のなか踏み込んだ判断であり、現時点で見直す考えはない。

対立!

確認!

- ・今回の見直しを含め、現制度が未来永劫続くものではない。
- ・組合側の意見を受け止め、引き続き検討する。

職場実態に即した手当を求め、声を上げ続けよう!

三大繁忙期に従事する全社員の
努力に報いるために支給範囲拡大を求めるも対立